

## 資本関係又は人的関係に関する申請書

平成 年 月 日

大隅肝属広域事務組合  
管理者 中西 茂 様

所在地

入札参加者 商号又は名称

代表者氏名

⑩

資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限基準(以下「基準」という。)で規定する資本関係又は人的関係のある者について、別紙記入上の注意事項に留意の上、次のとおり申請します。

## 1 基準2(1)アに掲げる資本関係のある会社名

① 親会社名(入札参加者が子会社の場合)

商号又は名称	

② 子会社名(入札参加者が親会社の場合)

商号又は名称	

## 2 基準2(1)イに掲げる資本関係のある会社名

親会社を同じくする子会社同士の関係にある会社名(入札参加者が子会社の場合)

商号又は名称	

## 3 基準2(2)ア又はイに掲げる人的関係のある会社名

役員等を兼任している会社名

商号又は名称	

## 4 基準2(2)ウ又はエに掲げる人的関係のある会社名

役員等が夫婦又は住所地が同一で親子・兄弟姉妹の関係にある会社名

商号又は名称	

(備考)

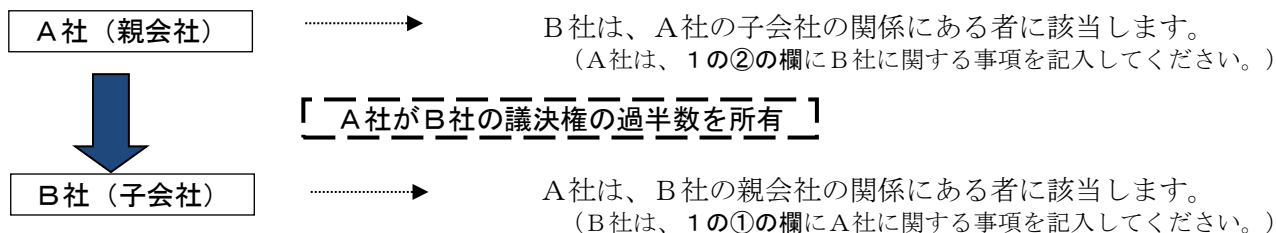
- 記載事項の真偽を確認するため、会社法(平成17年法律第86号)第121条に規定する株主名簿の写しその他関係資料の提出を求めることがあります。
- 記入欄が不足する場合は、適宜記入欄を追加して用いること。
- 該当のない事項については、その欄に「該当なし」と記載すること。

(別紙)

## 記入上の注意事項

I 1の①及び②に規定する「親会社」又は「子会社」の関係にあるとは、次のような場合です。

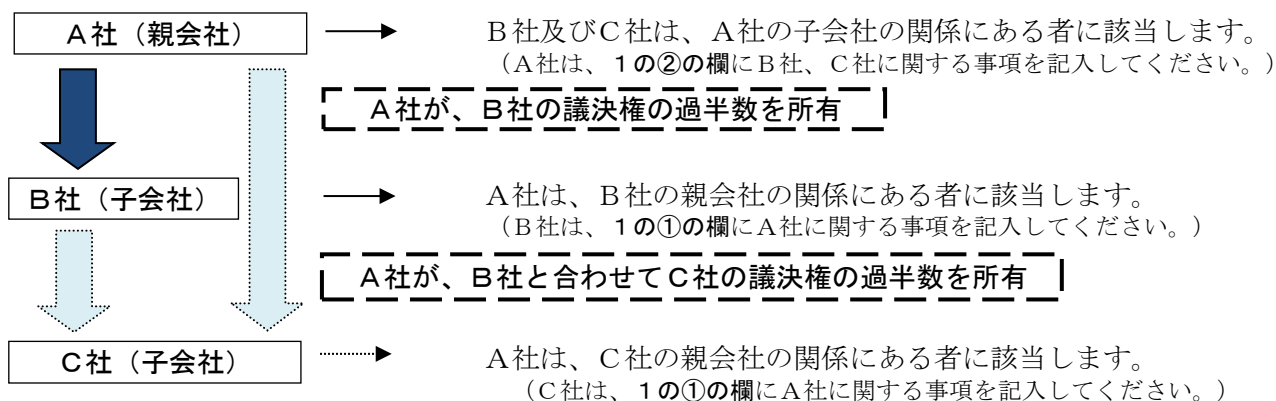
- (1) 一方の会社A<sup>※1、※2</sup>が他方の会社Bの議決権総数の過半数を所有している関係  
(A社とB社は、同一の入札に参加できません。)



※1 Aが個人事業者である場合は、その個人事業主を含みます。

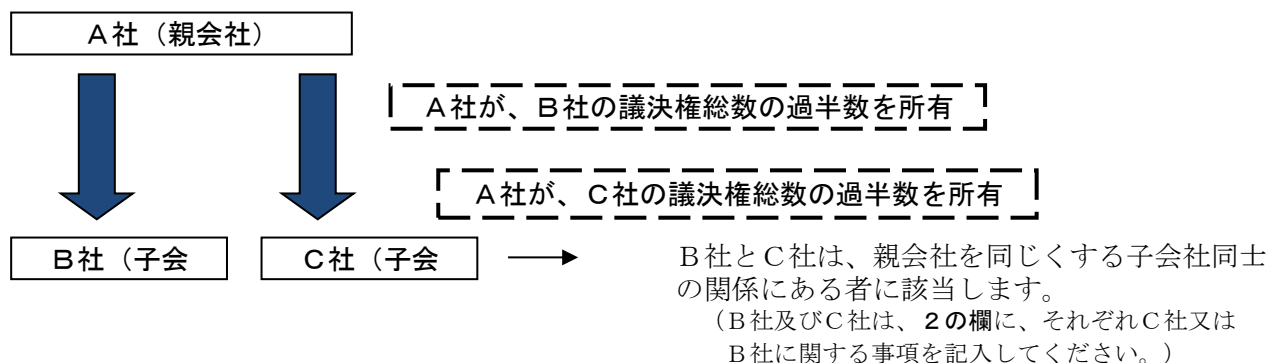
※2 A社の役員がB社の議決権総数の過半数(複数の役員で所有している場合には、その合計が過半数となる場合を含みます。)を所有している場合を含みます。

- (2) 一方の会社Aが、(1)の子会社の関係にあるB社が所有する議決権の総数と合わせて、他方の会社Cの議決権の総数の過半数を所有している関係(A社、B社及びC社は、同一の入札に参加できません。)

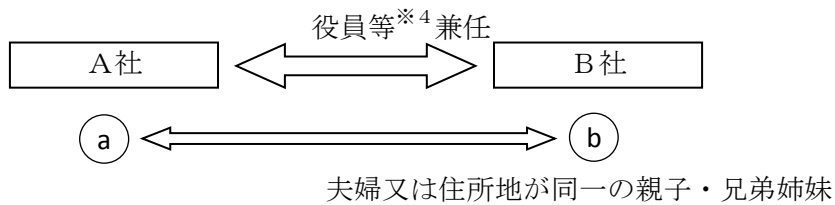


II 2に規定する「親会社を同じくする子会社同士の関係」とは、次のような場合です。

- B社の議決権総数の過半数を所有している会社と、C社の議決権総数の過半数を所有している会社が、いずれもA社<sup>※3</sup>である場合におけるB社とC社の関係(B社及びC社は、同一の入札に参加できません。)



Ⅲ 3及び4に規定する「人的関係」のある者とは、次のような場合です。



※4 「役員等」とは、次に掲げる者を言い、監査役、会計参与及び執行役員は役員等に該当しません。

- ア 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）
- イ 取締役（社外取締役を含み、委員会設置会社の取締役を除く。常勤又は非常勤を問わない。）
- ウ 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
- エ 委員会設置会社における執行役又は代表執行役
- オ 一方が個人事業者である場合は、その個人事業主